

食事提供サービス契約書

1. 建物の名称及び所在地（以下「本物件」という）

名 称	レイ・ストーリーア滝山
所 在 地	東京都東久留米市滝山7丁目17番13号

2. 契約期間

期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの2年間
-----	--------------------------

3. 食事提供サービスの内容及び料金

食事提供サービス			
種 類	サービス内容		料金（1食）
食事提供サービス	① 食事の提供時間		朝食 一般料金 486円 (消費税8%込) セット料金 432円 (消費税8%込)
	朝食	7:00 ~ 9:00	
	昼食	12:00 ~ 13:30	
	夕食	17:30 ~ 19:00	
	② 留意事項 ・1階の食堂で提供いたします。 ・キャンセル、変更等は提供される日の4日前の午前10時までに所定の様式により届け出願います。 ・欠食届出書が無い場合は、喫食の有無にかかわらず所定の料金をいただきます。		昼食 一般料金 648円 (消費税8%込) セット料金 594円 (消費税8%込)
	③ 一括契約 ・月単位で一括契約の場合は、セット料金46,980円/(月・人)(消費税8%込・30日計算)1,566円/(日・人)(消費税8%込)で提供いたします。		夕食 一般料金 594円 (消費税8%込) セット料金 540円 (消費税8%込)

4. 支払方法

食事提供サービス料金	口座自動引き落とし	支払期限	前月分を当月27日までに支払う
------------	-----------	------	-----------------

5. 入居者及び連帯保証人

入居者 (乙)	氏 名 :	居室番号	号室
	生年月日 : 昭和 年 月 日生		
連帯保証人 (丙)	氏 名 :	入居者との関係 :	
	住 所 :		
	電話番号 :		

6. 苦情の体制

苦情窓口	電 話	042-479-1211	
	受付時間	曜日	月曜～金曜 (祝祭日・年末年始を除く)
		時間	9:00 ~ 18:00
担当者	前地		
事業者苦情窓口	電 話	03-3296-1711	
	受付時間	平日 9:00～17:00 (祝祭日・年末年始除く)	
	担当者	日建リース工業株式会社 営業本部 介護事業本部	

7. 特記事項

<p>支払について</p> <p>(1) 甲が指定する金融機関の口座からの自動引き落としにてお支払いいただきます。</p> <p>(2) 甲が指定する日 (毎月27日、同日が休業日の場合は翌営業日) に引き落とします。</p> <p>(3) 手続きの関係上、口座引き落としの申し込みをいただいた後、場合により1～3ヶ月間引き落とし出来ない場合がございます。その際は、請求書に記載されている期日までに甲の指定口座へお振込下さい。(振込手数料は乙負担です。)</p> <p>(4) 食事提供サービス料金については、当月分を月末締め集計し一括して翌月にお支払いいただきます。</p>
--

事業者：日建リース工業株式会社（以下「甲」という）及び入居者：〇〇 〇〇（以下「乙」という）は、サービス付き高齢者向け住宅「レイ・ストーリーア滝山」（以下「本物件」という）における食事提供サービスについて、以下の条項により、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で提供される食事に係る食事提供サービス契約（以下「本契約」という）を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、本物件に関する甲乙間で、平成 年 月 日に締結した「建物賃貸借契約書」（以下「本件賃貸借契約」という）に基づき、本物件に入居する乙に対して食事提供サービスをすることを了承する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、頭書2に記載のとおりとする。

（サービス内容）

第3条 甲は、乙の求めに応じて、乙に対し、頭書3の食事提供サービスを提供する。
2 乙は、頭書4の記載に従い、食事提供サービス料金を甲に支払うものとする。
3 乙が、食事提供サービスの内容に変更がある場合又は欠食する場合は、サービスが提供される4日前の午前10時までに、所定の様式により甲に届け出なければならないものとする。なお、乙が死亡した場合を除き当該届出が提出されていない場合、甲は乙に対して所定の料金を請求することができる。

（料金の改定）

第4条 甲及び乙は、消費者物価指数、雇用情勢その他の経済事情の変動により食事提供サービス料金が不相当となった場合は甲乙協議の上、食事提供サービス料金を改定することができる。

（契約更新）

第5条 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

（遅延損害金）

第6条 乙は、本契約に基づく食事提供サービス代金等、甲に対する債務の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払いの日まで年14.6%の割合による遅延損害金を付して支払うものとする。

（賠償責任）

第7条 甲は、食事提供サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償する。
2 甲は、食事提供サービスの提供にあたり、合理的な範囲で最善の努力を尽くすものとするが、不可抗力による事故等、第三者の責に帰すべき事由、その他甲にとって合理的な管理の及ばない事由により、乙の生命、身体又は財産に損害が生じた場合には、甲は責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び食事提供サービスを提供する者は、食事提供サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族に関する秘密及び個人情報について、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、乙又は第三者の生命、身体等に危険がある場合、その正当な理由がある場合、又は乙の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後において、第三者に漏らさないこととする。

(緊急時の対応等)

第9条 甲は、乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じる。

(相談・苦情対応)

第10条 甲は窓口を設置し、乙の相談、食事提供サービスの提供に関わる要望、苦情に対し、誠実かつ迅速に対応する。

(契約の解除)

第11条 乙が食事提供サービス料金の支払いを2ヶ月以上怠ったときは、甲は通知催告の上、本契約を解除することができる。

(免責及び契約の終了)

第12条 甲及び乙は、天災、地震、火災、盗難その他自己の責に帰さない事由により相手方の被った損害に対しては、その責任を負わないものとする。

2 乙が死亡した場合は、本契約は終了するものとする。

(連帯保証人)

第13条 乙は、契約時に連帯保証人（以下「丙」という）を定めるものとする。

- 2 丙は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の一切の債務を負担しなければならない。
- 3 甲は、丙が連帯保証人として適格を欠くと判断した場合は、その旨乙に報告し、乙は新たに連帯保証人を定めるものとする。
- 4 乙は、丙に連帯保証人としての適格を欠く事情が生じた場合は、直ちに甲にその旨を届け出るとともに、甲の承諾を得て新たに連帯保証人を定めるものとする。
- 5 丙は、乙が病気・死亡の場合に、甲からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行うものとする。
- 6 丙は、本契約締結時の住所・電話番号を変更したときは、直ちにその旨を甲に届け出るものとする。
- 7 甲は、契約期間の更新の際に、丙の届出内容について、乙又は丙に対し、変更の有無を確認するものとする。

(代理人)

第14条 乙は、代理人を選任して本契約を締結させることができ、又本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができる。

(協議)

第 15 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法、その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄)

第 16 条 本契約から生じる紛争については、本物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。


(特約条項)

第 17 条 本契約の特約事項は頭書 7 に記載するとおりとする。

(以下余白)

本物件について上記のとおり食事提供サービス契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、各自署名押印又は記名押印の上、甲、乙、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

事業者（甲） 住 所 東京都東久留米市八幡町二丁目 11 番 73 号
氏 名 日建リース工業株式会社
代表取締役社長 関山 正勝 

入居者（乙） 住 所
氏 名 

代 理 人 住 所
氏 名 

入居者との関係

代理の理由

連帯保証人（丙） 住 所
氏 名 